

旨に沿わない任用の実態があり、このことが児童相談所の専門性の低下につながっているとの指摘がなされてきたものである。当該措置により児童相談所職員の専門性の一層の向上が期待されるとともに、将来的には社会福祉士の業務独占化を図り、社会福祉士をもって児童相談所長、児童福祉司の唯一の任用要件とするなど、更なる任用資格の厳格化が望まれる。

(5) 機関連携と地域ネットワークの構築

虐待が起きる家庭には多面的な援助が必要なことから、関係機関の緊密な連携が極めて重要となる。このため、本法では「国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする」という規定が設けられている（第4条第1項）。関係機関の連携について法的基盤が与えられたことは、その一層の促進を図るうえで極めて重要であると思われる。特に、最近全国的に広がりつつある民間団体による虐待防止活動は、電話相談等を通じて育児不安などを抱えるハイリスクな親等に対して行政の手の届かないきめ細かな支援を行っており、虐待防止並びに虐待の早期発見・早期対応に大きく寄与している。いわばこれら民間団体と公的機関は、「車の両輪」のような相互補完的な関係にあり、両者の密接な連携が不可欠となっている。しかし、従来はこれら民間活動に対する制度的枠組が曖昧であったことなどから、公民の連携は必ずしも十分ではなかったといえる。この意味において、今回新たに「関係機関及び民間団体との連携」が法律に規定され、両者の連携に対する法的な後ろ楯が与えられたことの意義は大きい。

ただ、民間団体には法律上の守秘義務がなく、このことが公的機関と民間団体の連携を妨げる要因になっていると思われるので、これら民間団体についても守秘義務を課す方向での検討が必要となろう。

3. 児童虐待防止法の意義と課題

以上、児童虐待防止法の概要と各規定における課題についてみてきた。最後に、児童虐待防止法の全体的な意義と課題について述べることにす

る。

(1) 児童虐待防止法の意義

児童虐待防止法は、従来の厚生労働省の通知を条文化した域を出ないと批判もあるが、技術的指導としての通知ではなく、拘束力をもつ法律にその内容が盛り込まれたことの意義は大きいといえる。また、既にみてきたように、立入調査の要件緩和や警察官への援助要請、面会・通信の制限など、効果的な対応に資するための規定も多く盛り込まれている。

そして、最大の意義は、行政、関係機関、保護者、地域住民等、あらゆる関係者への意識啓発に資することにあると思われる。国・地方公共団体の責務の明確化をはじめ、児童福祉関係者に対する早期発見の努力義務、通告後の児童に対する児童相談所による速やかな安全確認の努力義務等、いずれも関係者に対し一層の取り組みを促すものである。とりわけ、児童相談所による速やかな安全確認義務は、必要な場合における児童相談所の虐待家庭への積極的な介入の必要性を強調するものであり、従来の保護者の自発的な意思に基づく受け身的な援助活動からの脱却に向けた意識変革を児童相談所に求めるものである。

また、親権者はしつけに際して親権の適切な行使に配慮すべきこと（第14条第1項）、親権者であることを理由に暴行罪、傷害罪等の刑事責任金は免れないこと（第14条第2項）といった規定にみられるように、本法には、親といえども児童を虐待することは決して許されないというポリシーが底に流れている。このことにより、親は無論のこと、関係者のなかにも根強く残っている私物的わが子観が払拭され、躊躇なく通告がなされるとともに、介入もより円滑に行われるのではないかと期待される。さらに、すべての関係者がこの基本的な視点をもつことにより、共通の認識が図られ、円滑な連携が図られることを期待したい。

なお、本法の目的規定に「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」という文言がある（第1条）。つまり、虐待であるかどうかの判断においては、親の意図とは関わりなく、あくまで児童が親の行為によってどれだけ心身や人格の形成に重大な影響を受けたかが指標となることを本法は示唆している。従前より、虐待であるかどうかの判断に苦慮してきた関係者にとって新たな判定基準が提示されたことは福音

となろう。

(2) 児童虐待防止法の課題

児童虐待防止法が制定された意義は大きい、既にみてきたように、規定のなかには今後検討を重ねるべきものも多くある。本法では、児童虐待の防止等のための制度は3年後を目途に見直すこととされている(附則第2条)。上に述べた個別的な課題に加え、以下の事柄がこの3年間における主な検討課題になるものと思われる。

①保護者、児童へのメンタルケアと再発予防

児童虐待への対応には、①虐待の発見・通告、②初期介入、③必要な場合における親子分離、④親子関係の再統合に向けた児童や保護者に対するメンタルケア、⑤措置解除後のフォローアップと再発予防などの段階があるが、同法の重点は①～③に置かれており、④や⑤については実効性ある規定が殆ど盛り込まれていない。この意味で、同法は児童虐待への対応に関する真の総合的な法律とはいえない。

たとえ親子分離を図っても、援助の最終目標は親子関係の再構築にある。そのためには、保護者に対するカウンセリングや再教育、保護者の虐待によって生じたトラウマを修復するための児童への心理的ケアなどが不可欠となるが、これらの援助を担保する規定が同法にはない。唯一、児童福祉司等の指導措置がとられた場合、保護者にその指導を受ける義務を課しているだけである。しかし、当該規定の実効性について疑問があることは先に指摘したとおりである。

多くの先進国がそうであるように、強権機能と援助機能の権能分離を図るとともに、親権の一時停止制度を導入し、その解除を要件として司法が保護者に援助を受けるよう命令(ケア受講命令)する仕組みについての可能性を検討する必要がある。ただし、法的介入も含め、児童相談所が保護者に対して毅然たる態度を崩さなかった結果、一時はそのことにより保護者との対立構造が生じたとしても、却ってその後における保護者との信頼関係がより深まる事例も多いという児童相談所職員の意見もある。慎重な検討が必要となろう。

さらに、保護者や児童へのメンタルケアが必要だとしても、これを児童相談所だけで行うことは不可能といわざるを得ない。地域におけるケアシステムについても早急に検討する必要がある。ま

た、ケアのための技法も十分確立されているとはいえ、実践の積み重ねと理論化が急がれる。

②児童相談所の体制強化

本法が適切に運用されるには、児童虐待の対応において中心的な役割を担っている児童相談所の体制強化が不可欠である。すなわち、本法は、児童相談所が歩むべき道筋を一応示したものであるが、その道程を歩むにはパワーが必要である。しかし、児童相談所の体制強化を後押しするための具体的な規定は盛り込まれていない。

今、児童相談所は多忙を極めており、職員はバーンアウト寸前の状況に追い込まれている。また、一時保護所においても慢性的な満床状態を抱えており、緊急保護に対応できない状況が続いている。児童相談所が児童虐待事例に適切かつ迅速に対応するには、その体制を早急に強化しなければならない。

③児童福祉施設の体制強化

児童福祉施設においても、被虐待児童の入所が激増するなかで、入所児童のトラウマの修復に向けた心のケアや保護者との調整など、その業務は複雑・高度化している。児童福祉施設の設備や運営については「児童福祉施設最低基準」に基づいているが、必ずしも子ども一人ひとりのニーズに的確に対応できる基準となっていない。児童虐待防止法でも、「最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない」、「児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする」という抽象的な規定にとどまっている。保護から自立支援へといった平成9年の児童福祉法改正の理念を制度的に担保するためにも、児童福祉施設の体制強化をバックアップするための規定が盛り込まれる必要がある。(才村 純)